

廿日に正式調印

双方調停案受諾を回答

病 補 償
水 漁 業

水俣市漁協と新日窒はさる十二日水俣市漁業紛争調停委員会（委員長寺本知事）が示した調停案と勧告を受諾する旨十七日正式に調停委員会に回答した。この結果難航を重ねた同問題は八月月ぶりによりやく解決、二十日に正式調印の運びとなった。

この日朝会社側は文書で調停案、勧告の無条件受諾を回答したが、漁協側が最終段階で調停案の内容に注文をつけたため、一時は十七日中に受諾にこぎつけるかどうか

が心配された。

漁協側の主張は調停案のなかで補償金支払いの対象を五月二百の組合員に限定していること、また会社への組合員の採用を調

停案に示された「三十人―五十人」から「五十人以上」に引き上げることなど。同漁協は五月、二百のあつせん申し入れ後、内紛を起して七人を除名してお

り、この人たちに補償金を配分したくないというわけである。

この問題について委員会は「配分は漁協が自主的に決めることであり、委員会はいんじない。ただ除名された組合員にも漁協が考慮することを希望する」とのべて漁協もようやくなつとくした。また採用人員の問題は正式調印までの細

部協定のなかで要項事項として織り込むよう委員会も努力することになった。

水俣川尻地先の埋め立てに関する勧告は漁協側も原則的に受け入れることを回答したが、漁場の関係などで埋め立て面積が勧告書に示された三十三万平方メートル（十萬坪）を超える場合には委員

会が会社側との間に立つて意見調整するよう要望、委員会も

これを了承した。